

2021年9月30日 町田市ケアマネジャー連絡会

「報酬改定とその対応」

町田市いきいき生活部介護保険課

1 ケアプラン標準様式・記載要領（改定の概要）

- 居宅サービス計画書標準様式**

第1表「利用者及び家族の生活に対する意向」欄の名称が変更 等

- 記載要領**

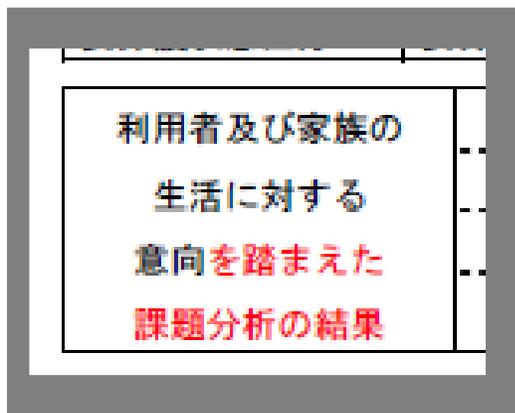
第1表「利用者及び家族の生活に対する意向…」の課題分析の結果を記載する際の視点が追加

第2表「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」の優先度合が高いものから順に記載することについての具体的な考え方が追加

第5表支援経過を記録する際の具体的な記載項目や表現方法が追加
等

1 ケアプラン標準様式・記載要領 (改定の概要)

【第1表 居宅サービス計画書】



第1表		居宅サービス計画書(1)		作成年月日		年 月 日	
				初回・紹介・継続		認定済・申請中	
利用者名		殿		生年月日		年 月 日 住所	
居宅サービス計画作成者氏名							
居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地							
居宅サービス計画作成(変更)日		年 月 日		初回居宅サービス計画作成日		年 月 日	
認定日		年 月 日		認定の有効期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
要介護状態区分	要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5						
利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果							
介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定							
総合的な援助の方針							
生活援助中心型の算定理由	1.一人暮らし 2.家族等が障害、疾病等 3.その他 ()						

1 ケアプラン標準様式・記載要領（記載方法）

「利用者及び家族の生活に対する意向」が

「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」に

変更になり、**新たに記載する内容が追加になったのでしょうか？**

“ラベル”（欄の名称）がわかりやすく変更になっただけで、

記載するとされている内容には大きな変更ありません。

1 ケアプラン標準様式・記載要領（記載方法）

新	旧
<p data-bbox="318 434 937 482">（居宅サービス計画書記載要領）</p> <p data-bbox="300 496 1146 545">1 第1表：「居宅サービス計画書（1）」</p> <p data-bbox="290 625 1243 733">⑬「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」</p> <p data-bbox="290 748 1258 1305">利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたいと考えているのか意向を踏まえた課題分析の結果を記載する。その際、課題分析の結果として、「自立支援」に資するために解決しなければならない課題が把握できているか確認する。そのために、利用者の主訴や相談内容等を踏まえた利用者が持っている力や生活環境等の評価を含め利用者が抱える問題点を明らかにしていくこと。</p>	<p data-bbox="1309 434 1928 482">（居宅サービス計画書記載要領）</p> <p data-bbox="1291 496 2137 545">1 第1表：「居宅サービス計画書（1）」</p> <p data-bbox="1281 625 2097 674">⑬「利用者及び家族の生活に対する意向」</p> <p data-bbox="1281 748 2224 991">利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたいと考えているのかについて課題分析の結果を記載する。</p>

1 ケアプラン標準様式・記載要領（記載方法）

（1）利用者及び家族の生活に対する意向

利用者や家族の言葉を活かして、“生活に対する意向”を記載します。
利用したいサービスを記載する欄ではないのでご注意ください。

●利用者意向

「○○したい」「○○してみる」「○○までできるようになりたい」と記載

●家族意向

「○○になってほしい」等と記載

1 ケアプラン標準様式・記載要領（記載方法）

（2）課題分析の結果

●課題分析の目的

「**自立支援**」に資するために解決しなければならない課題の把握

●課題分析に必要な視点

利用者が持っている力や生活環境等の**評価**を含め

利用者が抱える問題点を明らかにする

●課題分析の結果

利用者及び家族の生活に対する意向も踏まえて、

「○○のため、○○が必要」等と記載

2 入浴介助加算（改定の概要）

通所介護・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護・通所リハビリテーションにおける入浴介助加算について、**利用者の自宅での入浴の自立を図る**観点から、**入浴介助加算（Ⅱ）**が新設。

2 入浴介助加算（改定の概要）

（1）単位数

●通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

<改定前>

入浴介助加算 50単位/日

<改定後>

入浴介助加算（Ⅰ） 40単位/日

入浴介助加算（Ⅱ） **55単位/日**

●通所リハビリテーション

<改定前>

入浴介助加算 50単位/日

<改定後>

入浴介助加算（Ⅰ） 40単位/日

入浴介助加算（Ⅱ） **60単位/日**

※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可

2 入浴介助加算（改定の概要）

（2）算定要件等

- 入浴介助加算（Ⅰ）** ※報酬改定前の入浴介助加算と同要件
入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。

【単位数】

「入浴介助加算（Ⅰ）」は報酬改定前の入浴介助加算から10単位引き下げ

<改定前>

入浴介助加算 50単位／日

<改定後>

入浴介助加算（Ⅰ） 40単位／日

入浴介助加算（Ⅱ） 55単位／日

2 入浴介助加算(改定の概要)

(2) 算定要件等

●入浴介助加算(Ⅱ)

- ①「入浴介助加算(Ⅰ)」の要件を満たすこと。
- ②利用者が居宅において、利用者自身・家族・居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、③～⑥を実施する。

2 入浴介助加算（改定の概要）

（2）算定要件等

●入浴介助加算（Ⅱ）【続き】

③ 医師等※が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価する。

評価者が、通所介護事業所職員以外の場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。

※「医師等」（評価者）とは…

医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員、
地域包括支援センターの担当職員、福祉・住環境コーディネーター 2 級以上の者 等

2 入浴介助加算（改定の概要）

（2）算定要件等

●入浴介助加算（Ⅱ）【続き】

④③で、利用者の居宅の浴室では、利用者自身又は家族等の介助による入浴が難しいと判断した場合

➡③の評価者が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、「福祉用具の貸与・購入」や「住宅改修」等の浴室の環境整備に係る助言を行う。

2 入浴介助加算（改定の概要）

（2）算定要件等

●入浴介助加算（Ⅱ）【続き】

⑤通所介護事業所の機能訓練指導員等が、③の評価者と連携して、「利用者の身体状況」や「居宅の浴室の環境」等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。

⑥⑤の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境※で入浴介助を行う。

※利用者の居宅の状況に近い環境とは…

手すり、浴槽内台、すのこ等を設置して利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したもの

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（1）算定要件の確認

☑利用者^が居宅において、利用者自身・家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的としている。

➡「身体を清潔に保つ」ことのみを目的としている場合は、利用者^が居宅において、利用者自身・家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的としているとは言えない可能性がある。

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（1）算定要件の確認

☑利用者^が居宅において、利用者自身・家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的としている。【続き】

➡自宅に浴室がない場合や、自宅での入浴には心身機能の大幅な改善が必要な場合等であっても、次の算定要件の特例により、当面の目標として通所事業所での入浴の自立を図ることを目的として算定可能。

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（1）算定要件の確認

居宅での入浴を想定していない・困難な場合の算定要件の特例

- ① 医師等による「利用者の動作」や「浴室の環境」は通所事業所の浴室で評価を行う
- ② 福祉用具等を使った環境整備は、通所事業所の浴室を対象に行う
- ③ 入浴計画を作成する際は「利用者の身体状況」や「通所事業所の浴室の環境」等を踏まえて作成する
- ④ ③の入浴計画に基づき、通所事業所で入浴介助を行う
- ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所事業所等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らして確認する

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（1）算定要件の確認

☑利用者^が居宅において、利用者自身・家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的としている。【続き】

ケアマネジャーに注意をお願いしたい点

「居宅での入浴を実現すること」が絶対目標ではない

➡「自宅に浴室がない」、「自宅での入浴には心身機能の大幅な改善が必要」等を理由に算定不可としないように注意が必要

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（1）算定要件の確認

☑「**利用者の身体状況**」や「**居宅の浴室の環境**」等を踏まえた**個別の入浴計画**を作成している。

➡入浴計画は厚生労働省から標準様式等は示されていないため**通所事業所の任意の様式で差し支えない。**

個別の入浴計画に相当する内容を**通所介護計画の中に記載**する場合は、その記載をもって**個別の入浴計画の作成に代えることができる。**

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（1）算定要件の確認

☑「**利用者の身体状況**」や「**居宅の浴室の環境**」等を踏まえた**個別の入浴計画**を作成している。【続き】

➡「入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用し行うことができる動作については、引き続き実施できるよう見守りの援助を、介助を行う必要がある動作については、利用者の状態に応じた身体介助を行う」ことが想定された**個別の入浴計画が必要**。

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（1）算定要件の確認

☑「利用者の身体状況」や「居宅の浴室の環境」等を踏まえた個別の入浴計画を作成している。【続き】

通所事業所に注意をお願いしたい点

利用者全員に対して全く同じ入浴計画が作成されることは想定されない

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（2）ケアプランの見直し等

Q 入浴介助加算（Ⅱ）を算定するにあたり、ケアプランを変更する
必要はありますか？

A **必ずしもケアプランを変更する必要はありません。**

ただし、作成した入浴計画（通所介護計画含む）の内容と
ケアプランの内容が異なる（整合性がとれていない）場合は、
ケアプランの変更を検討する必要があります。

特に、**第2表のニーズや目標、サービス内容は注意**が必要です。

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（2）ケアプランの見直し等

A 【続き】

また、評価者から浴室の環境整備に係る助言を受け、**「福祉用具の貸与・購入」や「住宅改修」が実際に必要となった場合**には、ケアプランの変更が必要になります。

※「福祉用具の貸与・購入」等をケアプランに位置付けなければ入浴介助加算（Ⅱ）が算定できないということではありません。

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（2）ケアプランの見直し等

Q 医師等の「利用者の身体状況」や「居宅の浴室の環境」の評価は、一度評価した後はどのタイミングで再評価が必要ですか？

A **利用者の身体状況や居宅の浴室の環境に変化があった場合**に再評価や個別の入浴計画の見直しが必要になります。

（令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.8）問1）

また、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載している場合は、**通所介護計画の見直しの際**にも再評価が必要と考えます。

2 入浴介助加算（ケアマネジャーの関わり方）

（3）「利用者の身体状況」や「居宅の浴室の環境」の評価

（2）算定要件等 ※再掲

③ **医師等**※が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価する。

評価者が、**通所介護事業所職員以外**の場合は、
書面等を活用し、**十分な情報共有**を行うよう留意すること。

※「医師等」（評価者）とは…

医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、**介護支援専門員**、
地域包括支援センターの担当職員、福祉・住環境コーディネーター 2 級以上の者 等

3 個別機能訓練加算（改定の概要）

通所介護・地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、**より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進**する観点から、加算の取得状況や加算を取得した事業所の機能訓練の実施状況等を踏まえ、**従来の個別機能訓練加算（Ⅰ）と個別機能訓練加算（Ⅱ）を統合し、人員配置基準等算定要件を見直し。**

3 個別機能訓練加算(改定の概要)

(1) 単位数

<改定前>

加算(Ⅰ) 46単位/日

加算(Ⅱ) 56単位/日



<改定後>

加算(Ⅰ) イ 56単位/日

加算(Ⅰ) □ 85単位/日

※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可

加算(Ⅱ) 20単位/月

※(Ⅰ)に上乗せして算定

3 個別機能訓練加算(改定の概要)

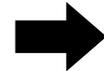
(2) 算定要件等

●機能訓練指導員の配置

<改定前>

加算(Ⅰ)

サービス提供時間帯を通じて
常勤・専従1人以上



<改定後>

加算(Ⅰ)イ

専従1人以上
(配置時間の定めなし)

加算(Ⅱ)

専従1人以上
(配置時間の定めなし)



加算(Ⅰ)ロ

イに加えて、サービス提供時間帯を通じて
専従1人以上

3 個別機能訓練加算(改定の概要)

(2) 算定要件等

●訓練の対象者

<改定前>

加算(Ⅰ)

制限なし

加算(Ⅱ)

5人程度以下の小集団または個別

<改定後>

加算(Ⅰ)イ・ロ

5人程度以下の小集団または個別

※改定前の加算(Ⅱ)の要件に統合



3 個別機能訓練加算（改定の概要）

（2）算定要件等

●訓練の実施者

<改定前>

加算（Ⅰ）

機能訓練指導員の管理の下
他の従事者でも可

加算（Ⅱ）

機能訓練指導員が直接実施

<改定後>

加算（Ⅰ）イ・ロ

機能訓練指導員が実施
（介護職員等が訓練の補助を行うことは
妨げない。）



※改定前の加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の要件に統合

3 個別機能訓練加算(改定の概要)

(2) 算定要件等

●機能訓練の目的・項目

<改定前>

加算(Ⅰ)

身体機能の回復・向上を目的とする

加算(Ⅱ)

生活機能の維持・向上を目的とする



<改定後>

加算(Ⅰ)イ・ロ

利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする。

訓練項目は複数種類準備。

※改定前の加算(Ⅰ)と(Ⅱ)の要件に統合

3 個別機能訓練加算(改定の概要)

(2) 算定要件等

- 個別機能訓練加算(Ⅱ) ※新設**

個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定要件を満たした上で、

個別機能訓練計画書の内容等の情報を個別機能訓練計画の

新規作成・変更を行った月、その他少なくとも3か月に1回の頻度で

「L I F E」(科学的介護推進システム)に提出し、フィードバックを受けていること。

3 個別機能訓練加算（ケアマネジャーの関わり方）

（1）算定要件の確認

☑単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標を設定している。

➡改定前の個別機能訓練加算(Ⅰ)は身体機能への働きかけを中心に行う訓練で算定可能だったが、改定後の加算(Ⅰ)イ・ロはいずれも生活機能の維持・向上を目的とする機能訓練であることが必要。つまり…

3 個別機能訓練加算（ケアマネジャーの関わり方）

（2）ケアプランの確認・見直し

改定後も引き続き個別機能訓練加算（Ⅰ）イ・ロを算定するにあたって、必ずしもケアプランを変更する必要はありません。

ただし、改定前に単に身体機能の向上を目指すことのみを目標にして個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定していたケースで、改定後も引き続き個別機能訓練加算（Ⅰ）イ・ロを算定する場合は、生活機能の維持・向上を目的（目標）としたケアプランであることが必要ですので、確認が必要です。

3 個別機能訓練加算（ケアマネジャーの関わり方）

（2）ケアプランの確認・見直し

新たに個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定するにあたって、
必ずしもケアプランを変更する必要はありません。

ただし、「L I F E」への提出情報やフィードバック情報を活用し、一連のサイクル（P D C Aサイクル）の中で、個別機能訓練計画の見直しがされた場合等は、ケアプランの見直しが必要になる可能性もあります。

4 ケアプラン検証等（改定の概要）

●居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、**区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。**（2021年10月から施行）

4 ケアプラン検証等（改定の概要）

●居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

以下の要件に該当する事業所のケアマネジャーが**10月1日以降に作成**
または変更したケアプランのうち、市区町村から指定されたものを市町村
へ届け出る必要があります。

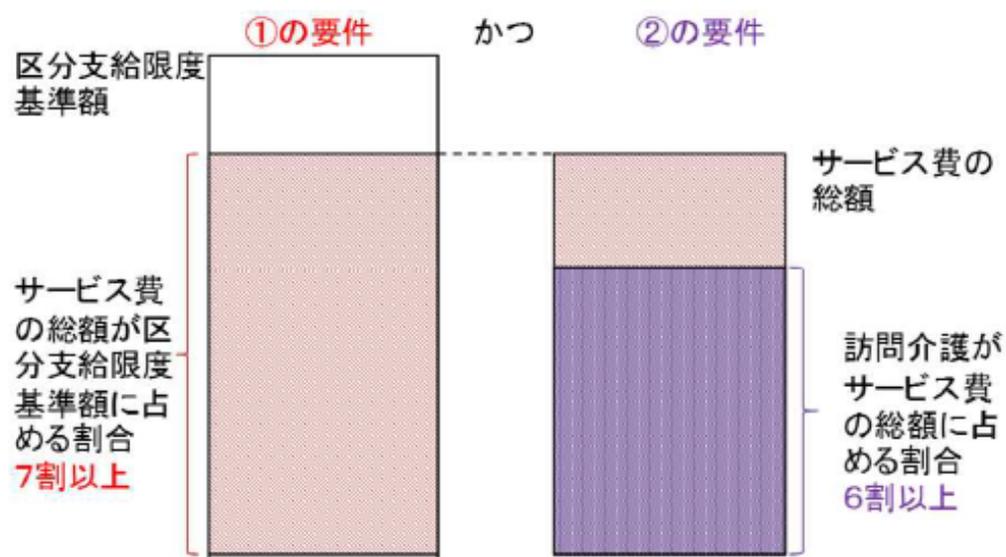
居宅介護支援事業所ごとにみて

- ① 区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
- ② その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

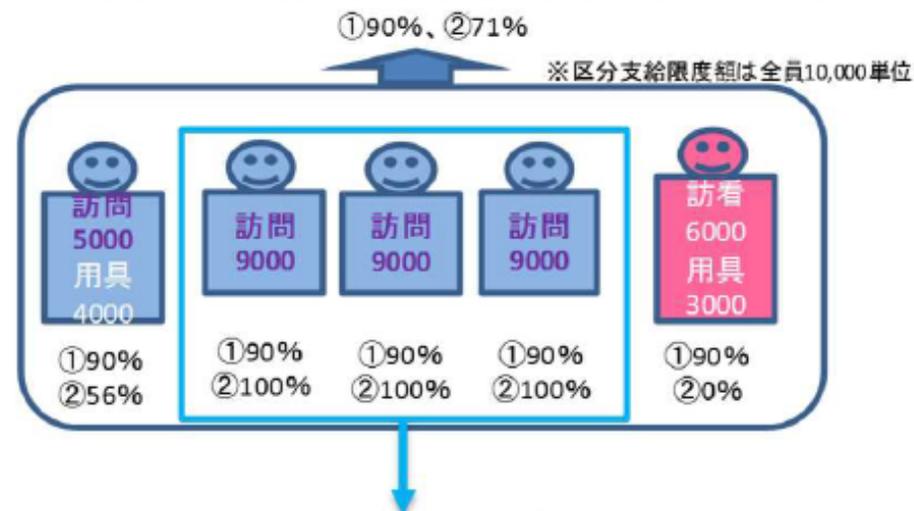
4 ケアプラン検証等 (改定の概要)

●居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

(参考) 居宅介護支援事業所を抽出する要件のイメージ



1. まずはケアマネ事業所単位で要件①・②に該当しているかを確認



2. 次に、要件①・②に該当しているケアプランを介護度別に1件ずつ以上を保険者が指定し、届出を求める

4 ケアプラン検証等（改定の概要）

●高齢者向け住まい対策等のケアプラン点検

同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。（2021年10月から施行）

4 ケアプラン検証等（改定の概要）

- 高齡者向け住まい対策等のケアプラン点検

市区町村が設定する要件に該当する高齡者向け住まい等に併設等の事業所のケアマネジャーが**10月1日以降に作成または変更したケアプラン**のうち、市区町村から指定されたケアプランの点検を行う。

4 ケアプラン検証等（今後の予定）

現在、町田市では基準に該当する事業所やケアプランの検証・点検の方法を検討中です。

これらの準備ができ次第、ケアマネジャーのみなさんに届出方法等をお知らせのうえ、点検・検証を開始します。

（「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証」については、2021年度中を予定）

【参考資料】

- 介護保険最新情報vol.958
『「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について』
- 第199回社会保障審議会介護給付費分科会 参考資料1
『令和3年度介護報酬改定における改定事項について』
- 介護保険最新情報vol.934
『「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について』
- 介護保険最新情報vol.936
『リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について』
- 介護保険最新情報vol.938
『科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について』
- 介護保険最新情報vol.974
『「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.8）（令和3年4月26日）」の送付について』
- 介護保険最新情報vol.1009
『居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（通知）』

ご清聴ありがとうございました。